(指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準の一部改正)

十四号)の一部を次の表のように改正する。

第四条 指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三

(傍線部分は改正部分)

改

IF.

後

第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービニ第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成

(略)

する場合に限る。)並びに第三十五条 六条第五号及び第六号(第三十七条の三において準用する場合 三において準用する場合に限る。)、第三条の三十三(第三十 項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たっ て準用する場合に限る。)の規定による基準 に限る。 二(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、第二十 七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十八の て準用する場合に限る。)、第三条の三十の二(第三十七条の て従うべき基準 -用する場合に限る。)、第三条の八(第三十七条の三におい 法第七十八条の二の二第一項第二号の規定により、 第三十三条第二項 第三条の七第一項 (第三十七条の三において準用 (第三十七条の三において (第三十七条の三におい 同条第一

三~五 (略)

十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八百八十二条において準用する場合を含む。)、第三条の八(第、第八十八条、第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第基準 第三条の七第一項(第十八条、第三十七条、第六十一条基準 第三条の七第一項(第十八条、第三十七条、第六十一条 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に

(趣旨)

改

正

前

第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成

(略)

。)の規定による基準

一、法第七十八条の二の二第一項第二号の規定により、同条第二項(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十一二(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十一二(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十三(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十三(第三十七条の三において第二十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の八(第三十七条の三において第二十五条(第三十七条の三において第二十五条(第三十七条の三において準囲する場合に限る。)の規定により、第三十七条の三において準囲する場合に限る。)の規定により、第三十七条の三において準囲する場合に限る。)の規定におり、第三十七条の三において準囲する場合に限る。)の規定により、第三十七条の三において準囲する場合に限る。)の規定により、第三十七条の三において準囲する場合に限る。)、第三十七条の三において準囲する場合に限る。)の規定により、第三十七条の三において準囲する場合に限る。)の規定により、第三十七条の三において準囲する場合に限る。

三~五 (略)

十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八十八条、第三十二条において準用する場合を含む。)、第三条の八(第一八十二条において準用する場合を含む。)、第三条の八(第基準 第三条の七第一項(第十八条、第三十七条、第六十一条基準 第三条の七第一項(第十八条、第三十七条、第六十一条基準、第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に

含む。)、第三条の三十三(第十八条、第三十七条、 計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第三条 第九号、 条第五号及び第六号、 四十条の五第一 条の十六及び第六十一条において準用する場合を含む。 第六十一条、 部分を除く。)に限る。)、 随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る 第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、 第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。 において準用する場合を含む。)、第三条の二十二第八号及び 七号まで、 十二条において準用する場合を含む。 六条第五号及び第六号、 三条の四十一第二項(第三条の二十三に係る部分(定期巡回 十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。)、第 の二(第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、 百八十二条において準用する場合を含む。)、第三条の三十八 十八(第十八条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第 び第百八十二条において準用する場合を含む。)、第三条の三 の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及 の三十の二(第十八条、第三十七条、 の二十五(第十八条において準用する場合を含む。)、第三条 、第三条の三十一第三項 第百三十七条第四項から第六項まで、 第九十九条第二項、 第百八条、 第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条, 第三条の二十三(定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第七十八条第二項、第九十七条第五項から第七項ま 第八十八条、第百八条、 項及び第二項、第百十八条第四項から第六項まで 項、 第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条 第四十条の八第三号及び第四号、 第五十九条の二、 第三十三条第二項(第四十条の十六、 第百十三条第一項から第三項まで、第 (第十八条において準用する場合を 第十条第五号及び第六号、)、第三十五条 第四十条の十六、 第百二十九条及び第百八 第百三十九条第八項 第七十三条第五号から 第四十条 第五十 (第四十)、第 第百六 第二十

八条、 問看護報告書の提出に係る部分を除く。)に限る。)、第三十 含む。)、第三条の三十八の二(第十八条、 条、第三十七条、 において準用する場合を含む。)、第三条の二十三(定期巡 条において準用する場合を含む。)、第百五十三条(第百六十 八条第四項から第六項まで、第百三十七条第四項から第六項ま 第一項から第三項まで、 の二、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、 て準用する場合を含む。 含む。)、第三十五条 三条第二項(第四十条の十六、第六十一条、 用する場合を含む。)、第三条の四十一第二項(第三条の二十 条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準 八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を 合を含む。)、第三条の三十八(第十八条、第八十八条、 第百八条、 条において準用する場合を含む。)、第三条の三十三(第十八 いて準用する場合を含む。)、第三条の三十一第三項 二十九条、 る場合を含む。)、 る部分を除く。 十七条第五項から第七項まで、第九十九条第二項、 三に係る部分(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪 十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、 準用する場合を含む。)、第百五十一条第二項(第百六十九 第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、 随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係 第百三十九条第八項、 第百八条、 第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を 第百二十九条及び第百八十二条において準用する場 第百五十七条、)、第三条の二十五 第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条 第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、 第三条の三十の二(第十八条、 (第四十条の十六及び第六十一条におい 第百十四条第一項及び第二項、)、第四十条の五第一項、 第百六十九条及び第百八十二条にお 第百四十五条(第百六十九条におい (第十八条において準用す 第八十八条、 第三十七条、 第百八条、第百 第三十七条 第百二十九 第五十九条 第百十三条 (第十八 第百十 第百 第九 第四 第百

ま作 第百四十五条(第百六十九条において準用する場合を含む。)、第百五十三条(第百六十九条において準用する場合 管型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。)の規定による 能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。)の規定による 能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。)の規定による 能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。)の規定による 場面六十 三条第九項、第百五十三条(第百六十九条において準用する場合 を含む。)、第百五十三条(第百六十九条において準用する場合を まず を含む。)の規定による を含む。)の規定による に第百六十 三条第九項、第百二十三条(第百六十九条において準用する場合を を含む。)の規定による は、第百二十一条第二項(第百六十九条において準用する場合を を含む。)の規定による は、第百二十一条第二項(第百六十九条において準用する場合を含む。)

七・八(略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数

第三条の四 (略)

2~4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に 指定定期巡回・随時対応型訪問介護者 東京 の規定にかかわら 次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の を 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に

一~四 (略)

条第六項、第六十四条第三項及び第六十五条において同じ。)四項第五号、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第六十三定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第六条第五 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第九十条第一項に規

(削る) (略.

分を除く。)の規定による基準護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部号及び第六号並びに第百七十八条(看護小規模多機能型居宅介から第八項まで並びに第百六十三条第九項、第百七十七条第五から第八項まで並びに第百六十三条第九項、第百六十二条第六項十条において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百六

七・八 (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第三条の四 (略)

2~4 (略)

ず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわら次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に

一~四 (略)

項、第六十四条第三項及び第六十五条において同じ。)四項第五号、第四十五条第一項、第四十六条、第六十三条第六定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第六条第五 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第九十条第一項に規

六~十 (略)

八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「護保険法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十十三号)附則第百三十条の二第一項の規定による改正前の介十一一健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十一

十一 (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護事業所の職務に従事の選に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介理の過に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介の過に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、東ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、東方に対している。

7 12 (略)

(管理者)

ころによるものとする。 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げると第三条の二十二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

一~七 (略)

を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っては緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、

前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ

指定介護療養型医療施設」という。

十二 (略)

6

7 12 (略)

(管理者)

に従事することができるものとする。 に従事することができるものとする。 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務第三条の五 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指

ころによるものとする。 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げると第三条の二十二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

一~七 (略)

(新設)

(新設)

しなければならない。 の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

+ + + (略)

第三条の三十二 められる重要事項 の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所 を掲示しなければならない。 運営規程の概要、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は (以下この条において単に 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者 「重要事項」という

2 ことにより、 記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 前項の規定による掲示に代えることができる。 重要事項を

2

3 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として

(記録の整備)

第三条の四十 (略)

2 ればならない。 各号に掲げる記録を整備し、 する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 その完結の日から二年間保存しなけ 利用者に対

(略)

の内容等の記録 第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービス

(略)

第三条の二十四第十項に規定する訪問看護報告書

八 · 九 (略)

第三条の三十二 められる重要事項を掲示しなければならない。 の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認 に、運営規程の概要、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者

きる。 閲覧させることにより、 護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 同項の規定による掲示に代えることがで 前項に規定

(新設)

(記録の整備)

第三条の四十

2 ればならない。 各号に掲げる記録を整備し、 する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 その完結の日から二年間保存しなけ 利用者に対

(略)

内容等の記録 第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの

(略)

第三条の二十四第十一項に規定する訪問看護報告書

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理第三条の二十二第九号の規定による身体的拘束等の態様及び

Ŧī.

由の記録時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理

して採った処置についての記録 、 第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際 出 第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 、 第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

(訪問介護員等の員数

第六条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事することができる。

の職員をオペレーターとして充てることができる。に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等れかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいず

~十 (略)

(削る)

十一(略)

することができる。 も、当該指定を開巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事に期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所のが過に支険がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所のが過じません。 も、当該指定を開対に対し、利用者のは、事ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、東の当該随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、東の当該をは、東の当該をは、東の当該をは、東の当該には、東の当該をは、東の当該をは、東の当該をは、東の当該をは、東の当該をは、東の当該をは、東の当該をは、東の当該をは、東の当該できる。

(新設

て採った処置についての記録

七 第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際し

六 第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

(訪問介護員等の員数)

第六条 (略)

2 (略)

の職員をオペレーターとして充てることができる。 に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等れかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいず

一~十 (略)

十一 指定介護療養型医療施設

十二 (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護看護事業所の職務に従事する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事する巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所布定期処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期ービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者のことができる。

6 ションセンターサービスの提供に支障がない場合は、 ービスに従事することができる。 及び前項本文の規定にかかわらず、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレー オペレーターは、 第三項本文 随時訪問サ

7

(管理者

できるものとする。 に運営するときは、 る指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的 訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定す オペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定 場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中の て受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している 務又は他の事業所、 支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職 ればならない。ただし、 護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せ 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 施設等 指定訪問介護事業所の職務に従事することが 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上 (当該指定夜間対応型訪問介護事業者 指定夜間対応型訪問介

指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針

第十条 の方針は、 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護 次に掲げるところによるものとする。

<u>〈</u> 匹

Ŧī. は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な 場合を除き 指定夜間対応型訪 身体的拘束等を行っ 問 介護の提供に当たっては てはならない 当該利用者又

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 前号の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、 そ

> 6 スに従事することができる。 前項本文の規定にかかわらず、 ンセンターサービスの提供に支障がない場合は、 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーシ オペレーターは、 随時訪問サー 第三項本文及び

Ľ

7

(管理者

第七条 所の職務に従事することができるものとする。 定を併せて受けて、一体的に運営するときは、 基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指 施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等 ができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実 等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事すること の指定を併せて受け、かつ、当該同 問介護事業者が、 務又は同 支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職 ればならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上 護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 一敷地内の他の事業所、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 施設等 一敷地内の他の事業所、 (当該指定夜間対応型訪 指定夜間対応型訪問 指定訪問介護事業 施設

一 匹

第十条 の方針は、 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護 次に掲げるところによるものとする。

(新設)

(新設)

| しなければならない。

七~九 (略)

(記録の整備)

第十七条 (略)

の完結の日から二年間保存しなければならない。 応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対

した具体的なサービスの内容等の記録二 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供

の通知に係る記録四、次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村へ四、次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録三、第十条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ三

情の内容等の記録
「一次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦」

故の状況及び事故に際して採った処置についての記録、次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事

(管理者)

第二十一条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通ができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

指定地域密着型通所介護の方針は、

次に掲げるところ

第二十六条

五~七 (略)

(記録の整備)

第十七条 (略)

の完結の日から二年間保存しなければならない。
応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間

そ

(略)

た具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供

(新設)

通知に係る記録三の二十六に規定する市町村への三の条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への

四 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情 逆矢に存る言籤

の状況及び事故に際して採った処置についての記録次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故

Ŧī.

の内容等の記録

(管理者)

務に従事することができるものとする。

一般地内にある他の事業所、施設等の職理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の管理がはればならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理者を置か第二十一条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第二十六条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところ

によるものとする。

一 匹 (略)

Ŧī. い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、 当該利用者又

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、 そ

七 · 八 (略)

(記録の整備)

第三十六条

(略)

2 の完結の日から二年間保存しなければならない。 着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密

した具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の 第二十六条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間

の通知に係る記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村へ

五. 情の内容等の記録 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦

処置についての記録 前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

(略)

(準用)

によるものとする。

一 〈 匹 (略)

(新設)

(新設)

五 · 六 (略)

(記録の整備)

2 第三十六条 (略)

の完結の日から二年間保存しなければならない。 着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密 そ

(略)

一 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供し た具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

三 通知に係る記録 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への

兀 の内容等の記録 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情

Ŧī. 置についての記録 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

(略)

(準用)

第三十七条の三 三条の二十六」とあるのは「第三条の二十六」と、同項第五号中 三条の十八第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第 共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号 号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と 型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第三条の三十の 二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六 から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の 七条第五項、 以外のサービスを提供する場合」と、第二十六条第四号、 業所の設備を利用し、 共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事 所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは 第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通 四項中「前項ただし書の場合 あるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第二十二条第 二第二項、 定する運営規程をいう。第三条の三十二第一項において同じ。) 九に規定する運営規程」とあるのは 用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十 除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準 一条の三十六第二項」と読み替えるものとする。 | 共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生 次条において準用する第三条の三十六第二項」とあるのは 「次条において準用する第三条の十八第二項」とあるのは「第 一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは 第三条の三十八の二、 第二十一条、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一 第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三 第二十二条第四項並びに前節(第三十七条を 夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護 第三条の三十九、第十二条及び第十 (指定地域密着型通所介護事業者が 「運営規程 (第二十九条に規 第二十

第三十七条の三 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三 三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。 三条の二十六」とあるのは「第三条の二十六」と、 三条の十八第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第 共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「 七条第五項、 以外のサービスを提供する場合」と、第二十六条第四号、第二十 業所の設備を利用し、 共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事 所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは 第一項に掲げる設備を利用し、 四項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が あるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第二十二条第 号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と 二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一 型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第三条の三十の 」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 定する運営規程をいう。第三条の三十二第一項において同じ。) 九に規定する運営規程」とあるのは 用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十 除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準 九条、第二十一条、 まで、第三条の三十八の二、 二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六 から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の 「次条において準用する第三条の三十六第二項」とあるのは 「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生 「次条において準用する第三条の十八第二項」とあるのは「第 第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項 第二十二条第四項並びに前節(第三十七条を 夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護 第三条の三十九、第十二条及び第十 夜間及び深夜に指定地域密着型通 「運営規程 第三十六条第二項第二号 (第二十九条に規 同項第四号中

(管理者)

の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他合は、当該指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな第四十条の二 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業

2·3 (略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

るものとする。
第四十条の八 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによ

一•二 (略)

を除き、身体的拘束等を行ってはならない。利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合工 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の

しなければならない。の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録四、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ

五~七 (略)

(記録の整備)

第四十条の十五(略)

ら二年間保存しなければならない。 の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日か2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護

·二 (略)

した具体的なサービスの内容等の記録 三 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供

四 第四十条の八第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時

(新設)

(管理者)

第四十条の二 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業第四十条の二 指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同合は、当該指定療養通所介護事業所の管理者を置かなければなるものとする。

2·3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

るものとする。 第四十条の八 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによ

一・二 (略)

(新 設)

(新設)

三~五 (略)

(記録の整備)

第四十条の十五

(略)

ら二年間保存しなければならない。 の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日か2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護

一・二 (略)

た具体的なサービスの内容等の記録三 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供し

記録 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

五. の通知に係る記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村

情の内容等の記録 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦

状況及び事故に際して採った処置についての記録 次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故

(管理者

第四十三条 ない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障が 職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその ることができるものとする。 所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、 施設等の職務に従事す

2 略

(利用定員等)

第四十六条

2 ビスをいう。 法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サー ビスをいう。 予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サー 十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護 同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第四 (法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、 以下同じ。)若しくは指定介護予防支援 以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(指定居宅サービス (法第五十

> 兀 通知に係る記録 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への

Ŧī. の内容等の記録 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情

況及び事故に際して採った処置についての記録 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状

(略)

七

(管理者)

第四十三条 等の職務に従事することができるものとする。 所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設 ない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障が 職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、 ただし、

2 略

(利用定員等)

第四十六条

(略)

2 ビスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援 法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サー ビスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サー 十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護 同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第四 (法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、 指定居宅サービス (法第五十

験を有する者でなければならない。 験を有する者でなければならない。 について三年以上の経 で「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経 が十八年法律第八十三号)第二十六条の規定による改正前の法第 成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定による改正前の法第 が、以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平 護保険施設(法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう の事業又は介

(管理者)

第四十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指第四十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することとしても差す、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する常力、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

ろによるものとする。 第五十一条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるとこ

一~四 (略)

ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得五.指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ

有する者でなければならない。

指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を当定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を三条第七項、第九十条第九項及び第百七十一条第八項において「三条第一項に。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第六十護保険施設(法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう、)の事業又は介

(管理者)

第四十七条 等の職務に従事することとしても差し支えない。 所の他の職務に従事し、 のとする。 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるも 定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、 対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指 勤の管理者を置かなければならない。ただし、 定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常 上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業 なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、 かつ、 同 一敷地内にある他の本体事業所 共用型指定認知症 又は同一敷 共用型指

2 (略

ろによるものとする。 第五十一条 指定認知症対応型通所介護の方針は、

次に掲げるとこ

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針

一~四 (略)

(新 設)

(新設)

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

しなければならない

七 · 八 (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第五十二条 容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければなら 訓練等の目標、 の心身の状況、 十七条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者 介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第四十三条又は第四 定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指 当該目標を達成するための具体的なサービスの内 希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能

2 5 略

(記録の整備)

第六十条 (略)

2 症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定認知症対応型通所介護事業者は、 利用者に対する指定認知

(略)

した具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第三条の十八第一 一項の規定による提供

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の 第五十一条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間

兀 の通知に係る記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村へ

Ŧī. 情の内容等の記録 次条において準用する第三条の三十六第二 一項の規定による苦

Ŧī. · 六 (略

第五十二条 ればならない。 ビスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなけ 十七条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は 介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第四十三条又は第四 定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所 (認知症対応型通所介護計画の作成) 利用者の心身の状況、 機能訓練等の目標、 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指 当該目標を達成するための具体的なサー 希望及びその置かれている環境を踏まえ

2 5 (略)

(記録の整備)

第六十条

2 症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知 (略)

(略)

た具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第三条の十八第一 一項に規定する提供し

(新設)

三 通知に係る記録 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への

兀 の内容等の記録 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情

| 状況及び事故に際して採った処置についての記録| 状況及び事故に際して採った処置についての記録による事故の六 次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の

七 (略)

(従業者の員数等)

第六十三条

(略)

護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することがいているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同、次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関

(略)	当該指定小規模 のいずれかが併 でれている場 がずれがが併	できる。
(略)	指定認知症対応型共同生活 介護・ と 一 が護・ と 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
(略)	介護職員	

7 13 (略)

(管理者)

第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多

況及び事故に際して採った処置についての記録 五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状

六 (略)

(従業者の員数等)

第六十三条

2~5 (略)

6

できる。 護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することが 護従業者は、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介 表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置 表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置 表の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関

介護医療院
所であるものに限る。)
する療養病床を有する診
第七条第二項第四号に規定
十三年法律第二百五号)
型医療施設(医療法(昭
保健施設、指定介護療養
介護老人福祉施設、介護老
型介護老人福祉施設、指定
型特定施設、指定地域密着
介護事業所、指定地域密着
指定認知症対応型共同生

7 13 (略)

(管理者

| 第六十四条 | 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多

護事業所の管理上支障がない場合は、 宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所 者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介 機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 当該指定小規模多機能型居 施設等の職

務に従事することができるものとする。 併せて受け 護事業者、 定期巡回 に係る職務を含む。 <u></u>

3 2

なければならない。 であって、 として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 十二条、 規定する政令で定める者をいう。次条、 等の従業者又は訪問介護員等 定する指定複合型サービス事業所をいう。 生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第百七十三条に規 スセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療 ンター(老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービ 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、 第百七十二条第三項及び第百七十三条において同じ。) 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもので (介護福祉士又は法第八条第二項に 第九十一条第三項、第九 指定認知症対応型共同 次条において同じ。)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

る第一号介護予防支援事業を除く。 定する介護予防・日常生活支援総合事業 能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい 居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機 宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型 護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居 者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介 機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管 ている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務 随時対応型訪問介護看護事業者が 指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を 随時対応型訪問介護看護事業所の職務 体的な運営を行っている場合には、 若しくは法第百十五条の四十五第一項に規 に従事することができるも (同項第 指定夜間対応型訪問介 ずれかが併設され 同 一号ニに規定す (当該指定定期 これらの事業 敷地内の指定

(略)

のとする。

3 2

働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 である者の介護に従事した経験を有する者であって、 十二条及び第百七十三条において同じ。)として三年以上認知症 規定する政令で定める者をいう。次条、 等の従業者又は訪問介護員等 定する指定複合型サービス事業所をいう。 生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第百七十三条に規 スセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療 ンター(老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービ 前二項の管理者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所、 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセ (介護福祉士又は法第八条第二項に 第九十一条第三項、 指定認知症対応型共同 次条において同じ。) 別に厚生労 第九

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

ころによるものとする。第七十三条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げると

一~四 (略)

体的拘束等を行ってはならない。生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の五 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型

七 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正、状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の六 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等

化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。七 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正

護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)イー身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テ

財体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ための研修を定期的に実施すること。
へ 一 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の

八 九 (略)

減に資する方策を検討するための委員会の設置)(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽)

方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行う方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うにスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るビスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るビスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るデスの質の向上をの他の生産性の向上に資する取組の促進を図るが規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定第八十六条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定

ころによるものとする。第七十三条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げると

一~四 (略)

Ŧī.

東等」という。) を行ってはならない。体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の居定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型

(新設) 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等

七・八(略)

(新設)

-- ことができるものとする。) を定期的に開催しなければならない

(記録の整備)

第八十七条 (略)

備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小

• | (瞬

した具体的なサービスの内容等の記録三 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供

の通知に係る記録
五、次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村へ

情の内容等の記録
「次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦」

故の状況及び事故に際して採った処置についての記録七、次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事

八 (略)

(管理者)

務に従事することができるものとする。

共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職らない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住

(記録の整備)

第八十七条 (略)

備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小

一·二 (略)

た具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供し

録

兀

の内容等の記録
、次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情

の状況及び事故に際して採った処置についての記録七、次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故

八 (略)

(管理者

まったができるものとする。 居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな 居ごとに専らその職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事 共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事 とない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該 居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな 第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住

(管理者による管理

第百 宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症 ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限り しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病 認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若 対応型共同生活介護事業所の場合は、 一条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居 診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。 本体事業所が提供する指定

(協力医療機関等)

2 第百五条 協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 (略)

力医療機関を定めるように努めなければならない。 相談対応を行う体制を、常時確保していること。 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が

があった場合において診療を行う体制を、 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求め 常時確保しているこ

3 型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なけ 認するとともに、 力医療機関との間で 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 協力医療機関の名称等を、 利用者の病状が急変した場合等の対応を確 当該指定認知症対応 年に一 回以上、 協

4 染症の患者に対する医療に関する法律 指定認知症対応型共同生活介護事業者は (平成十年法律第百十四号 感染症の予防及び感

> 2 • 3 略

(管理者による管理

第百一条 り当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、 ただし、これらの事業所 しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病 認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若 対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定 宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症 診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居 施設等が同 一敷地内にあること等によ この限りでない

(協力医療機関等)

(略)

第百五条 (新設

前項の規定に基づき

(新設

下同じ 定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。 第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規 一種協定指定医療機関」という。)との間で、 第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関 の発生時等の対応を取り決めるように努めなければな 新興感染症(同条 以下 第

5 行わなければならない 種協定指定医療機関である場合においては |療機関との間で 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 新興感染症の発生時等の対応について協議を 当該第一 協力医療機関が第一 一種協定指定

(新設)

努めなければならない 型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように 関その他の医療機関に入院した後に、 退院が可能となった場合においては、 当該利用者の病状が軽快し 再び当該指定認知症対応

6

指定認知症対応型共同生活介護事業者は

利用者が協力医療機

(新設

7| • 8| (略)

(記録の整備) (略)

第百七条

2 を整備し、 認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定 その完結の日から二年間保存しなければならない。

(略)

内容等の記録 第九十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの

第九十七条第六項の規定による身体的拘束等の態様及び時間 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の

の通知に係る記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村

2| • 3|

(略)

(記録の整備)

第百七条

(略)

2 を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定

(略)

二 第九十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内 容等の記録

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 第九十七条第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、

兀 通知に係る記録 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への

情の内容等の記録

五 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦

故の状況及び事故に際して採った処置についての記録六、次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事

()

(到月)

第百八条 地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三 二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及 事業について準用する。この場合において、 第一項から第四項まで、第八十条、第八十二条の二、 認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 能型居宅介護従業者」とあるのは とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者 十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」 は「第五章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「 のは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるの び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある 規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第 及び第八十六条の二の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十三条、第三十四条 十二から第三条の三十四まで、 第三条の二十、 「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に 「六月」とあるのは「二月」と、 「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定 第三条の七、第三条の八、第三条の十、 第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三 第三条の三十六、第三条の三十八 「介護従業者」と、第八十二条 第八十条中「小規模多機 第三条の七第一項中 第三条の十一、 第八十四条

(従業者の員数)

の内容等の記録

の内容等の記録

一次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情

の状況及び事故に際して採った処置についての記録

、次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故

七 (略)

(準用)

第百八条 護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十四条第一項中「 生活介護事業者」と読み替えるものとする。 模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同 者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中 あるのは「二月」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業 症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、 地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知 」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介 」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者 十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期 に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三 に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項 する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用 第一項から第四項まで、第八十条、第八十二条の二及び第八十四 から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十三条、第三十四条 十二から第三条の三十四まで、 第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三 第三条の七、第三条の八、第三条の十、 第三条の三十六、第三条の三十八 第三条の十一、 「六月」と 「指定小規

お写上条 (各)(従業者の員数

第百十条 (略)

2 6 (略)

7 ず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計 ときは、これを置かないことができる。 ライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められる 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテ 画作成担当者については、 第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわら 次に掲げる本体施設の場合には、次の

(略)

(削る)

(略)

8 \ 10

(略)

11 〇・九」とする。 号イの規定の適用については、 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二 当該規定中「一」とあるのは、

していること び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項に 員会において、 いて必要な検討を行い、 第百二十九条において準用する第八十六条の二に規定する委 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 及び当該事項の実施を定期的に確認

利用者の安全及びケアの質の確保

口 慮 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況 への配

緊急時の体制整備

次号において「介護機器」 業務の効率化 介護サー という。 ビスの質の向上等に資する機器 の定期的な点検

地域密着型特定施設従業者に対する研修

介護機器を複数種類活用していること。

「減を図るため、 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分

> 2 6 (略)

7 ず、サテライト型特定施設の生活相談員、 ときは、これを置かないことができる。 ライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められる 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテ 画作成担当者については、 第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわ 次に掲げる本体施設の場合には、次の 機能訓練指導員又は計

病院 介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限

三 (略)

る

8 \ 10 (新設) (略)

担を行っていること。

軽減が行われていると認められること。軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担四、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担

(管理者)

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指第百十一条 指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第百二十七条 (略)

満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定

相談対応を行う体制を、常時確保していること。一利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が

ていること。
| でいること。 | 療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保し| | 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診

域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回

(管理者)

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する管理者を置定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指

(協力医療機関等)

第百二十七条 (略

(新 設)

(新設

2 第百二十八条 7 6 5 4 五四 ればならない。 各号に掲げる記録を整備し、 する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の なければならない 域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努め が軽快し、 力医療機関その他の医療機関に入院した後に、 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につい 関が第二種協定指定医療機関である場合においては、 るように努めなければならない。 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決め 村長に届け出なければならない。 て協議を行わなければならない。 (記録の整備) 内容等の記録 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、 第百十八条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間 通知に係る記録 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の 第百十六条第二項の規定による提供した具体的なサービスの 第百二十六条第三項の規定による結果等の記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村 (略) 退院が可能となった場合においては、 (略) その完結の日から二年間保存しなけ 当該利用者の病状 再び当該指定地 当該第二種 利用者に対 利用者が協 協力医療機 第二 一種協定 2 第百二十八条 2 (新設) (新設 (新設 五四 三 第百十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間 ればならない。 各号に掲げる記録を整備し、 する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の (記録の整備) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 通知に係る記録 容等の記録 第百十六条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内 略 第百二十六条第三項に規定する結果等の記録 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村 (略) (略) その完結の日から二年間保存しなけ 利用者に対 0)

情の内容等の記録
・次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦

故の状況及び事故に際して採った処置についての記録七、次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事

八 (略

(準用)

第百二十九条 六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。 密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、 地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域 るのは「地域密着型特定施設従業者」と、第三十四条第一項中「 条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあ 条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第三十三 従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第二十八 八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十 居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、 六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、 の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十 、十条及び第八十六条の二の規定は、指定地域密着型特定施設入 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条

(従業者の員数)

第百三十一条 (略)

2~7 (略)

体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、

の内容等の記録

一次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情

の状況及び事故に際して採った処置についての記録七、次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故

八 (略)

(準用)

第百二十九条 居者生活介護について知見を有する者」と、 護について知見を有する者」とあるのは 型特定施設従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介 び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着 節」とあるのは「第六章第四節」と、第三十三条第二項第一号及 は 第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの 業について準用する。この場合において、第三条の三十の二第二 第八十条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで及び 六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、 の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十 「二月」と読み替えるものとする。 「地域密着型特定施設従業者」と、第二十八条第二項中「この 第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び 第三条の十、 第三条の十一、第三条の二十、第三条 「地域密着型特定施設入 「六月」とあるのは

(従業者の員数)

第百三十一条(略)

2~7 (略)

体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、

に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切

限る。) 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数百以上の病院の場合に

兀 (略)

9 17 (略)

(設備

第百三十二条 次のとおりとする。 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、

一 <u>分</u> 五.

医務室

設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必 要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査 備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又 な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設 規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要 設備を設けることで足りるものとする。 は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施 医療法 (昭和二 一十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に

七~九 (略)

2

(略

(緊急時等の対応)

第百四十五条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 ときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っている あらかじめ、 第百三十一条第一項第一号に掲げる医師及び協力 現に指定

> に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切

一·二 (略)

三 場合に限る。 合に限る。)又は介護支援専門員 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (指定介護療養型医療施設の (病床数百以上の病院の場

兀 (略)

第百三十二条 (設備) 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、

医務室

次のとおりとする。

一 <u>~</u> 五. (略)

する。 設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず ほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものと 設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備える 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、 必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施

七~九 (略)

2 (略

(緊急時等の対応)

第百四十五条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 ときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っている あらかじめ、 第百三十一条第一項第一号に掲げる医師との連携

らない。 方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければな 医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携

を行わなければならない。
の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更例見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療2

(管理者による管理)

職務を除く。)に従事することができる。

職務を除く。)に従事することができる。

でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉を訪指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者第百四十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら

(計画担当介護支援専門員の責務)

る業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 第百四十七条 計画担当介護支援専門員は、第百三十八条に規定す

一~四 (略)

の記録を行うこと。

間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

、第百三十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時

による苦情の内容等の記録を行うこと。 第百五十七条において準用する第三条の三十六第二項の規定

て採った処置についての記録を行うこと。七年の五十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際し

(協力医療機関等)

| 第百五十二条 | 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状

らない。 方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければな

(新設)

(管理者による管理)

、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合はでなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者第百四十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者第百四十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら

1四十七条 計画担当介護支援専!(計画担当介護支援専門員の責務)

る業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。第百四十七条 計画担当介護支援専門員は、第百三十八条に規定す

一~四 (略)

記録すること。
、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を五、第百三十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間

する苦情の内容等を記録すること。 第百五十七条において準用する第三条の三十六第二項に規定

採った処置について記録すること。七 第百五十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して

(協力病院等)

第百五十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関とればならない。	なければならない。 機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協	なければならない。 との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関	ない。 2 おい。	原則として受け入れる体制を確保し 医師が診療を行い、入院を要する以 介護老人福祉施設の医師又は協力医 入所者の病状が急変した場合等にな	った場合において診療を行う体制を、常時確呆していること。 二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあれます所を行い作品を、常田確保していること		数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号のは、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっての急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	ければならない。要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかな

(略

(記録の整備)

第百五十六条 (吹

(略

- の内容等の記録 の規定による提供した具体的なサービスー 第百三十五条第二項の規定による提供した具体的なサービス
- ○日禄間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由二第百三十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時
- の通知に係る記録四)次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村へ
- 情の内容等の記録
 五)次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦
- 処置についての記録 前条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

七 (略)

(準用)

の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのはの世界の三十二、第三条の三十二、第二十四、第二十四、第三条の三十二、第三条の三十九、第二十四、第三条の三十六、第三条の三十八の三十二、第三条の三十九、第二十四条第二十二条が第三条の三十八条が第三条の三十八条が第三条の二十七条が第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十、第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十、第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条

2| (略)

(記録の整備)

2 指定地域密着型介第百五十六条 (略)

に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければ密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域

(略)

ならない。

- 内容等の記録第百三十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの
- R1k 、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の 、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の 第百三十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間
- 通知に係る記録四次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への四次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への
- 置についての記録

 六 前条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

七 (略)

(準用)

三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条にについて準用する。この場合において、第三条の三十四、第三十四条第三十四条第二、第三条の三十九、第二十四、第三条の三十二条及び第三十四条第二、第三条の二十九、第三条の二十八条、第三条の三十八のの三十二、第三条の三十四、第三条の二十六、第三条の二十八条、第三条の二十六、第三条の一、第三条の二十九、第三条の一、第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条について準用する。この場合において、第三条の三十二条の一項が開発を表現して、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の一、第三条の二十九に対して、第三条の一、第三条の二十八条に

二項中 きは、 有する者」と、 は「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を 利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めると あるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」と 護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中 十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三 項中 第百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二十八条第 「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるの 「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第三十四条第 「六月」とあるのは 「二月」と読み替えるものと 同 項、 指 第

(勤務体制の確保等)

2~4 (略)

第百六十七条

(略)

マンラーマント型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならった。フニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニラー

6 (略)

(準用)

第百六十九条 五条まで、 項から第四項まで、 二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、 の三十二、第三条の三十四、 -七条まで及び第百五十一条から第百五十六条までの規定は、 第三条の二十、 第百三十八条、 第三条の七、第三条の八、第三条の十、 第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条 第八十六条の二、第百三十三条から第百三十 第百四十一条、 第三条の三十六、第三条の三十八の 第百四十三条から第百 第三十四条第一 第三条の十

六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。 で月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。 に関って知恵のは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時が配置、と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行いない等のは「第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時が配置が開発について知見を有する者」とあるのは「九所のが、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第

(勤務体制の確保等)

第百六十七条 (略)

2~4 (略)

(新設)

5 (略)

(準 用)

第百五十一条から第百五十六条までの規定は、ユニット型指定地第百五十一条、第百四十一条、第百四十三条から第百四十七条まで及び一、第三条の三十九、第三十四、第三条の三十六、第三条の三十八の第三条の三十八条、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十八の第三条の二十、第三条の二十、第三条の二十、第三条の二十、第三条の十、第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十、第三条の七、第三条の十、第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十、第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十、第三条の十、第三条の十、第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条。第三条

五号中 七号中 六号中 する運営規程」とあるのは「第百六十六条に規定する重要事項に 五項」とあるのは 用する第百三十五条第二項」と、 て準用する第百五十五条第三項」と、 三十七条第五項」とあるのは「第百六十二条第七項」と、同条第 十九条において準用する第百三十八条」と、同条第五号中「第百 二月」と、第百四十七条中「第百三十八条」とあるのは「第百六 者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「 知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所 第五節」と、 護認定」と、 合であって必要と認めるときは、 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場 の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、 第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡 関する規程」と、 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 |項」と読み替えるものとする。 !条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する前条第 「第百三十五条第二項」とあるのは 場合において、 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 「次条」とあるのは「第百六十九条」と、 「第百五十五条第三項」とあるのは「第百六十九条におい 「第百五十七条」とあるのは 第三十四条第一項中「 第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章 同項、第三条の三十の二第1 「第百六十二条第七項」と、 第三条の七第一項中「第三条の二十九に規 同項第三号中「第百三十七条第 要介護認定」とあるのは「要介 地域密着型通所介護について 「第百六十九条」と、同条第 第百五十六条第二項第二号 「第百六十九条において準 項、 同項第四号及び第 同項第六号中「 第三条の三十 同条第二

(従業者の員数等)

2~6 (略) 第百七十一条 (略)

> るのは 項中 るものとする。 あるのは 条第二項」と、 第二項」とあるのは 十五条第三項」と、 五条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百五 七条」とあるのは「第百六十九条」と、 とあるのは「第百六十二条第七項」と、 用する第百三十八条」と、同条第五号中「第百三十七条第五項」 十七条中「第百三十八条」とあるのは て知見を有する者」と、 とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につい 十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」 十八条第二項中「この節」とあるのは 認めるときは、 護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と し、」とあるのは「入居の際に」と、 問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型 同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第 あるのは「第百六十六条に規定する重要事項に関する規程」と、 域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合におい 「第百六十二条第七項」と、 第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」と 「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 「第百六十九条において準用する前条第三項」と読み替え 「第百六十九条」と、 同項第三号中「第百三十七条第五項」とあるのは 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二 第百五十六条第二項第二号中「第百三十五条 「第百六十九条において準用する第百三十五 「六月」とあるのは「二月」と、第百四 同項第四号及び第五号中 同項第六号中 同条第二項中「指定居宅介 「第百六十九条において進 「第七章第五節」と、第三 同条第七号中「第百五十 同条第六号中「第百五十 「前条第三項」とあ 第三条の十一第一 「次条」と

(従業者の員数等)

第百七十一条 (略)

2 6

略

92

業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができるで業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を入員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれか7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれか

一~三(略)

(削る)

四 (略

8 14 (略)

(管理者)

2·3 (略

第百七十七条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

げるところによるものとする。

の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサー域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地

業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる、業者は、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす、人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者をに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれか

一~三 (略)

する療養病床を有する診療所であるものに限る。) 四 指定介護療養型医療施設 (医療法第七条第二項第四号に規定

五 (略)

8 14 (略)

(管理者)

第百七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看第一大二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看

2 · 3 (略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

げるところによるものとする。第百七十七条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲

の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサー域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地

うものとする。 訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行 通わせ、 とにより、当該利用者の居宅において、 ビス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせるこ 若しくは短期間宿泊させ、 日常生活上の世話及び機能 又はサービスの拠点に

二~六 (略)

適正化を図るため、 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 を三月に ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 回以上開催するとともに、 次に掲げる措置を講じなければならない その結果について、 身体的拘束等 テ 看 Ò

適正化のための研修を定期的に実施すること。 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、 身体的拘束等

八~十二 (略)

(記録の整備)

第百八十一条 (略)

2 記録を整備し、 定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指 その完結の日から二年間保存しなければならない

の記録 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 第百七十七条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時

四 · 五

した具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第三条の十八第二 一項の規定による提供

> ビス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせるこ とにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

二~六 (略)

(新設

七~十一 (略)

(記録の整備)

第百八十一条

(略)

2 定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 利用者に対する指

(略) 記録を整備し、

その完結の日から二年間保存しなければならない

第百七十七条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 0

略

記録

六 四 · 五 た具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供

の通知に係る記録
・次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村へ

情の内容等の記録
ハー次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦

故の状況及び事故に際して採った処置についての記録九、次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事

十 (監

(對月)

第百八十二条 あるのは 型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるの のは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と 第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とある 三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」と 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能 る規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、 八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関す 介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第 六条及び第八十六条の二の規定は、指定看護小規模多機能型居宅 七十八条、第七十九条、第八十一条から第八十四条まで、 十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第 九まで、第二十八条、第三十条、第三十三条、第三十四条、第六 十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十 第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三 一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百 項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回 サービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第六 「六月」とあるのは 「第八章第四節」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十 「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、 「二月」と、「活動状況」とあるのは「通 第三条の三十二第

通知に係る記録
七 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への

の内容等の記録
ハー次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情

の状況及び事故に際して採った処置についての記録九、次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故

十 (略)

(準用)

第百八十二条 泊サー のは 多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とある 着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模 規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密 及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは 」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節 護看護従業者」とあるのは の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介 準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項 二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において て準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の 十六条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業につい 七十八条、第七十九条、第八十一条から第八十四条まで及び第八 九まで、第二十八条、第三十条、第三十三条、第三十四条、第六 十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十 第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三 十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第 と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号 第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条 「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿 ·ビスの提供回数等の活動状況」と、第六十八条中「第六十 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、 「看護小規模多機能型居宅介護従業者 「看護小

七項各号」と読み替えるものとする。第八十六条中「第六十三条第六項」とあるのは「第百七十一条第従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、三項」と、第七十条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護

六十三条第六項」とあるのは「第百七十一条第七項各号」と読みは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるの三条第十二項」とあるのは「第百七十一条第十三項」と、第七十

替えるものとする。